

平成27年9月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成27年9月17日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

1 場 所 六戸町役場 2階小会議室

2 開会日時 平成27年9月17日(木)午後4時00分

3 閉会日時 平成27年9月17日(木)午後4時20分

4 出席委員(13名)

1番	古里厚子	委員	2番	金沢幸弘	委員
3番	小野寺邦男	委員	4番	田中誠	委員
5番	高舘孝	委員	6番	四木俊一	委員
7番	久田伸一	委員	8番	木村喜和	委員
9番	吉田勝	委員	10番	三浦英雄	委員
12番	新山秀男	委員	14番	渡辺耕一	委員
15番	金淵盛一	委員			

5 欠席委員(2名)

11番	山内松次郎	委員	13番	斎藤正	委員
-----	-------	----	-----	-----	----

6 会議に付した案件

町議案

報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第18号 農地の現況についての照会について

報告第19号 農用地利用配分計画の認可に係る通知について

議案第12号 農地法第3条第1項の規程に基づく農業委員会の許可について

7 会議録署名委員

9番	吉田勝	委員	10番	三浦英雄	委員
----	-----	----	-----	------	----

8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	外山昌彦	事務局 次長	佐藤一也
事務局 主査	吉本平		

9 書記

事務局 主査 吉本平

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成27年9月7日告示招集いたしました平成27年9月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく申し上げます。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、外山局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することと  
なっておりますので、よろしく申し上げます。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。  
只今より、平成27年9月7日告示招集されました平成27年9月六戸町農業委員会総会  
を開会いたします。  
本日の欠席委員は、11番 山内 松次郎委員、13番 斎藤 正委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。  
次に、議事録署名委員の指名を行います。  
お諮りします。  
議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
9番 吉田 勝委員、10番 三浦 英雄委員を指名します。  
参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には吉本主査を任命します。

次に会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、該当ありません。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第17号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」  
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を  
受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第17号を報告済みといたします。

次に報告第18号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第18号「農地等の現況についての照会について」  
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の  
結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

3番 照会があった土地で回答があったんだけど、法務局十和田支局でどういう目的で照会が  
小野寺委員 あったのか。

次 長 登記自体は畑になっているけれど、実際現況は山になっている。要は行政書士から法務

局にあげて、行政書士も確認のうえ、また法務局も確認のうえ、農業委員会でも確認して山林であるか確認したうえで報告をお願いしますと。そういうことで地目の変更となります。

3番            そうなんだけど、最終的な目的は。  
小野寺委員

事務局長    目的は地目を変更するためです。

3番            いま畑になっているのを山林に。それだけ。  
小野寺委員

事務局長    それだけです。

3番            要は何を聞いたかったかという、そういうのにやっけて例えば売買するとか、他のもの、我々が関与できないようなところに行っちゃう恐れがないのかなと思って。

次    長            要は相続する段階で、例えばそのまま贈与だろうが相続だろうが、畑の状態で実際に山林になっているにもかかわらず、それを次の世代に持って行っても失礼に当たるっていう、そこでそれを直してしまうって人達が多いです。

3番            農業振興区域外だからなんとも言えないんだけど、ということでお聞きしました。  
小野寺委員    以上です。

議    長            他にありませんか。

～なしの声あり～

議    長            意見がないようですから、報告第18号を報告済みといたします。

次に報告第19号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます

事務局長    報告第19号「農用地利用配分計画の認可に係る通知について」  
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農用地利用配分計画の認可に係る通知を受けたので報告するものであります。  
(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。  
～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第19号を報告済みといたします。

次に議案第12号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第12号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」  
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので  
審議を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。  
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表委員より  
報告をお願いします。

6番 現地調査は、私他2名で行いました。  
四木委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。  
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第12号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第12号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、六戸町農業委員会9月総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

【 閉会午後4時20分 】